


## 現場に掲げる標識等について

番号	標識種別と掲示場所・寸法等	
①	<p><b>建設業の許可票</b></p> 	<p><b>掲示場所</b>                      公衆の見やすい場所に掲示する。</p> <p><b>標識寸法</b>                      (縦)25cm以上×(横)35cm以上                      ※B4(257mm×364mm), A3(297mm×420mm)</p> <p><b>掲示の根拠</b>                      建設業法 第40条                      建設業法施行規則 第25条                      (別記様式第二十九号 H23.12.27改正)</p>
	<p><b>【記載要領】</b></p> <p>1. 「主任技術者の氏名」の欄は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。</p> <p>2. 「専任の有無」の欄は、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。</p> <p>3. 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が建設業法第7条第2号ハ又は建設業法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。</p> <p>4. 「資格者証交付番号」の欄は、建設業法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。</p> <p>5. 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。</p> <p>6. 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。</p>	
②	<p><b>労災保険関係成立票</b></p> 	<p><b>掲示場所</b>                      事業場の見やすい場所に掲示する。</p> <p><b>標識寸法</b>                      (縦)25cm以上×(横)35cm以上、地色:白 文字:黒</p> <p><b>掲示の根拠</b>                      労働者災害補償保険法施行規則 第49条                      労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条</p>
	<p><b>【記載要領】</b></p> <p>1. 「保険関係成立年月日」欄                      労災保険関係が成立した日を記載。</p> <p>2. 「事業主代理人の氏名」欄                      ①. 「事業主の住所氏名」欄記載名以外の場合は、労働基準監督署に届出したその代理人の名前。                      ②. ①以外の場合は空欄。</p> <p>参考: 「事業主の住所氏名」欄は、労災保険を掛けている会社の住所、社名、社長あるいは支店長名や営業所長名を記入。</p>	
③	<p><b>施工体系図(下請契約のある工事)</b></p> 	<p><b>掲示場所</b>                      工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示する。(両方を兼ねることも可)</p> <p><b>標識寸法</b>                      規定なし(読みやすい大きさにすること)</p> <p><b>掲示の根拠</b>                      建設業法 第24条の8第4項                      公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第15条第1項</p>

④ 下請負人に対する通知(下請契約のある工事)



**現場への掲示例**

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、通常、工事現場内建設ステーション/〇〇営業所まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。

〇〇建設株式会社

**掲示場所**  
工事現場の見やすい場所に掲示する。

**標識寸法**  
規定なし

**掲示の根拠**  
建設業法施行規則 第14条の3

⑤ 建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識

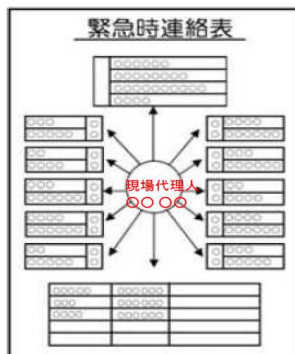


**掲示場所**  
現場事務所や工事現場の出入口など見やすい場所に掲示する。

**標識寸法**  
大(A3判)・小(A4判)のシールいずれか

**掲示の根拠**  
建退共制度改善方針について(労働省, 建設省, 建退共本部) H11.3.18  
公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 第2入札及び契約の適正化を図るための措置4(3)のハ

⑥ 緊急時連絡表



**掲示場所**  
事務所, 詰所等の見やすい場所に標示する。

**掲示内容**  
関係連絡先, 担当者(現場代理人), 電話番号を記入する。ただし, 記入場所の指定はしない。

**標識寸法**  
規定なし

**掲示の根拠**  
土木工事安全施工技術指針第4節工事現場管理5(3)  
労働安全衛生規則 第642条の3

⑦ 作業主任者(単独の例と一覧表の例)

型枠支保工の組立て等  
作業主任者の職務

- 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取除くこと。
- 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

作業主任者  
氏名

**+** 作業主任者一覧表

作業区分	氏名
山形の掘削作業主任者	
土留作業主任者	
土留支保工作業主任者	
型枠支保工作業主任者	
二重二重土留作業主任者	
二重土留作業主任者	
土留作業主任者	

- 作業主任者の派遣業務
- 作業主任者の派遣業務
- 作業主任者の派遣業務
- 作業主任者の派遣業務

**掲示場所**  
作業場の見やすい箇所に掲示する。  
数が多い場合は, 職務を併記した一覧表でも可。

**標識寸法**  
規定なし

**掲示の根拠**  
労働安全衛生法 第14条(作業主任者)  
労働安全衛生規則 第18条(作業主任者の氏名等の周知)  
労働安全衛生法施行令 第6条(作業主任者を選任すべき作業)

⑧ 建築基準法による確認表示板

**建築基準法による確認済**

確認年月日番号	年月日 番号
確認済証交付者	
建築主又は 普通主 氏名	
設計者 氏名	
工事監理者 氏名	
工事施工者 氏名	
工事現場管理者 氏名	
建築確認に係る その他の事項	

**掲示場所**  
工事現場の見やすい場所に掲示する。

**標識寸法**  
(縦)25cm以上×(横)35cm以上

**掲示の根拠**  
建築基準法 第89条 第1項(工事現場における確認の表示等)  
建築基準法施行規則 第11条(工事現場の確認の表示の様式)

⑨ 事前調査結果及び建築物等の解体等の作業に関するお知らせに係る掲示(対象工事の場合)



掲示場所  
工事現場の見やすい場所に掲示する。

標識寸法  
横 420mm 以上、縦 297mm 以上 (A3 以上)

掲示の根拠  
ア 事前調査結果の掲示  
大気汚染防止法第 18 条の 15 第 5 項  
大気汚染防止法施行規則第 16 条の 9 及び第 16 条の 10  
イ 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ(お知らせ看板)の掲示  
大気汚染防止法施行規則第 16 条の 4 第 2 項

⑩ 再生資源利用(促進)計画書の掲示(対象工事の場合)



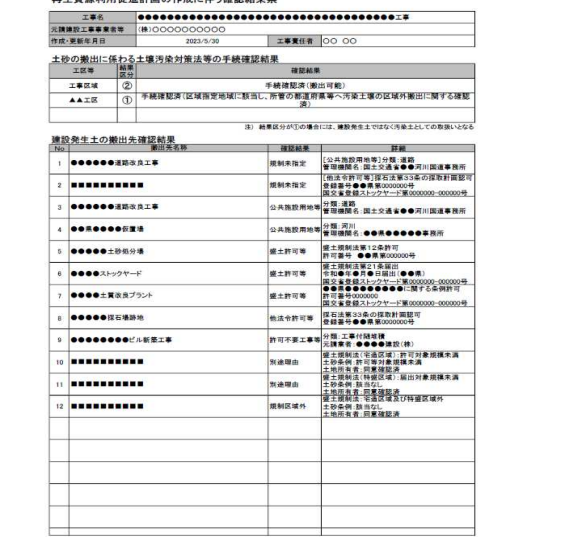
※建設副産物情報交換システム(コプリス(COBRIS))により、現場掲示様式を印刷してください。

掲示場所  
公衆が見やすい場所に掲示する。

標識寸法  
規定なし

掲示の根拠  
再生資源利用(促進)計画書の掲示  
建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第 9 条第 4 項及び建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第 8 条第 8 項

⑪ 確認の結果を記載した書面の掲示



掲示場所  
公衆が見やすい場所に掲示する。

標識寸法  
規定なし

掲示の根拠  
再生資源利用(促進)計画書の掲示  
建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第 9 条第 4 項及び建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第 8 条第 4 項

その他

必要に応じて工事現場の見やすい場所に掲示する。

現場掲示が望ましい標識類（例）

⑫ 有資格者掲示の例



掲 示 場 所 : 作業場の見やすい箇所に掲示する。  
 及 び 内 容 : 就業制限業務及び特別教育を必要とする業務に従事する者を表示する。  
 当該工事の中の該当作業に対する資格者を掲示する。

標 識 寸 法 : 規定なし

掲 示 の 根 拠 : 労働安全衛生法 第59条 第3項(安全衛生教育)  
 (参考) 労働安全衛生法 第61条(就業制限)  
 労働安全衛生法施行令 第20条  
 (就業制限に係る業務)  
 労働安全衛生規則 第36条  
 (特別教育を必要とする業務)  
 他

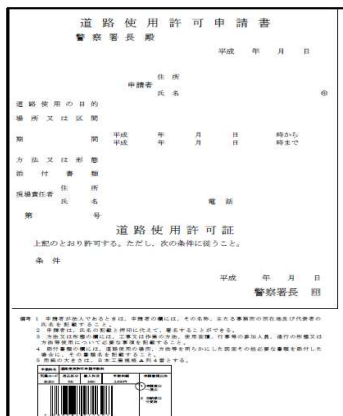
⑬ 建設リサイクル法の届出済シール(建設リサイクル法対象工事)



掲 示 場 所 : 工事現場の見やすい場所に貼付する。

掲 示 の 根 拠 : 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律  
 (参考) 第10条  
 (対象建設工事の届出等)

⑭ 道路使用許可証



掲 示 場 所 : 工事現場の見やすい場所に掲示する。

掲 示 の 根 拠 : 道路使用許可条件  
 (参考)

## 現場に掲げる標識類の根拠法令等

番号	関係法令等	該当する条文
①	建設業法 (標識の掲示)	第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
	建設業法施行規則 (標識の記載事項及び様式)  建設業法施行規則等の一部を改正する省令 (H23.12.27公布・施行)	第二十五条 法第四十条の規定により建設業者が掲げる標識の記載事項は、店舗にあつては第一号から第四号までに掲げる事項、建設工事の現場にあつては第一号から第五号までに掲げる事項とする。  一 一般建設業又は特定建設業の別 二 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業三 商号又は名称 四 代表者の氏名 五 主任技術者又は監理技術者の氏名  2 法第四十条の規定により建設業者の掲げる標識は店舗にあつては別記様式第二十八号、建設工事の現場にあつては別記様式第二十九号による。  (建設業法施行規則の一部改正) 第一条 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)の一部を次のように改正する。 別記様式第二十九号中「40cm」を「25cm」に、「40cm」を「35cm」に改める。
②	労働者災害補償保険法施行規則 (法令の要旨等の周知)	第四十九条 事業主は、労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を常時事業場の見易い場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて、労働者に周知させなければならない。
	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 (建設の事業の保険関係成立の標識)	第七十七条 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票(様式第二十五号)を見易い場所に掲げなければならない。
③	建設業法 (施工体制台帳及び施工体系図の作成等)	第二十四条の八 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負つた場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。  2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負つた建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。  3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供ししなければならない。  4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。
④	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (施工体制台帳の作成及び提出等)	第十五条 公共工事についての建設業法第二十四条の七第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になるとあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。  2 公共工事の受注者(前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳(以下単に「施工体制台帳」という。)を作成しなければならないこととされているものに限る。)は、作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。  3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(次条において「施工技術者」という。)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
⑤	建設業法施行規則 (下請負人に対する通知等)	第十四条の三 建設業者は、作成建設業者に該当することとなつたときは、遅滞なく、その請け負つた建設工事を請け負わせた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。  一 作成建設業者の商号又は名称 二 当該下請負人の請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは法第二十四条の七第二項の規定による通知(以下「再下請負通知」という。)を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所

⑥	<p>建退共制度改善方針について (H11. 3. 18)</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 (H26. 9. 30閣議決定)</p>	<p>加入促進対策の強化、制度の周知徹底を図る。</p> <p>第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項 (3) 施工体制の把握の徹底等に関すること</p> <p>ハ その他元請業者の適切な施工体制の確保のため、工事着手前における工事実績を記入した工事カルテの登録の確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等の確認を行うこと。</p>
⑦	<p>国土交通省監修 土木工事安全施工技術指針 (国土交通大臣官房技術審議官通達H21. 3. .31)</p> <p>労働安全衛生規則 (周知のための資料の提供等)</p>	<p>第1章 総則 第4節 工事現場管理 5. 緊急通報体制の確立 (1) 関係機関及び隣接他工事の関係者とは平素から緊密な連携を保ち、緊急時における通報方法の相互確認等の体制を明確にしておくこと。  (2) 通報責任者を指定しておくこと。  (3) 緊急連絡表を作成し、関係連絡先、担当者及び電話番号を記入し、事務所、詰所等の見やすい場所に標示しておくこと。</p> <p>第六百四十二条の三 建設業に属する事業を行う特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるときは、当該場所の状況(労働者に危険を生ずるおそれのある箇所を含む。以下この条において同じ。)、当該場所において行われる作業相互の関係等に関し関係請負人がその労働者であつて当該場所で新たに作業に従事することとなつたものに対して周知を図ることに資するため、当該関係請負人に対し、当該周知を図るための場所の提供、当該周知を図るために使用する資料の提供等の措置を講じなければならない。ただし、当該特定元方事業者が、自ら当該関係請負人の労働者に当該場所の状況、作業相互の関係等を周知させるときは、この限りでない。</p>
⑧	<p>労働安全衛生法 (作業主任者)</p> <p>労働安全衛生法施行令 (作業主任者を選任すべき作業)</p> <p>労働安全衛生規則 (作業主任者の氏名等の周知)</p>	<p>第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。</p> <p>第六条 法第十四条の政令で定める作業</p> <p>第十八条 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。</p>
⑨	<p>建築基準法 (工事現場における確認の表示等)</p> <p>建築基準法施行規則 (工事現場の確認の表示の様式)</p>	<p>第八十九条 第六条第一項の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式によつて、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があつた旨の表示をしなければならない。</p> <p>第十一条 法第八十九条第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事現場における確認の表示の様式は、別記第六十八号様式による。</p>

<p>⑩ 大気汚染防止法の一部を改正する法律 (令和2年法律第39号)</p>	<p>令和4年4月1日以降に着工する一定規模以上の建築物等の解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事(以下、「解体等工事」という。)について、解体等工事を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を知事等へ報告する必要があります。</p> <p>報告者 解体等工事の元請業者又は自主施工者</p> <p>対象となる工事 (1) 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80平方メートル以上であるもの。 (2) 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金(解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。)の合計額が100万円以上であるもの。 (3) 工作物(特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。)を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金(解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。)の合計額が100万円以上であるもの。</p> <p>なお請負代金の合計とは、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まませんが、消費税を含む額です。</p> <p>【特定建築材料が使用されているおそれの大きいものとして環境大臣が定める工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 反応槽</li> <li>・ 加熱炉</li> <li>・ ボイラー及び圧力容器</li> <li>・ 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)(農業用パイプラインを含み、水道管は含まない。)</li> <li>・ 焼却設備</li> <li>・ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。)</li> <li>・ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)</li> <li>・ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)</li> <li>・ 変電設備</li> <li>・ 配電設備</li> <li>・ 送電設備(ケーブルを含む。)</li> <li>・ トンネルの天井板(トンネルには鉄道施設(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正10年法律第76号)による軌道施設を含む。)は含まない。)</li> <li>・ プラットホームの上家</li> <li>・ 遮音壁</li> <li>・ 軽量盛土保護パネル</li> <li>・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板</li> </ul> <p>報告期限 遅滞なく(遅くとも、工事着工前まで)</p> <p>報告の方法 原則、「事前調査結果報告システム」により報告してください。 (「石綿事前調査報告システム」では、石綿障害予防規則に基づく所管の労働基準監督署への報告を同時に行うことができます。)</p>
<p>⑪ 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年法律第48号)</p>	<p>資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定に基づく省令(「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」)が令和4年9月2日に改正され、令和5年1月1日から施行</p>
<p>⑫ 労働安全衛生法 (安全衛生教育)</p> <p>(就業制限)</p>	<p>第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。</p> <p>3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。</p> <p>第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。</p> <p>2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。</p> <p>3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。</p> <p>4 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第一項(同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。</p> <p>労働安全衛生法施行令 (就業制限に係る業務) 第二十条 法第六十一条第一項の政令で定める業務</p> <p>労働安全衛生規則 (特別教育を必要とする業務) 第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務</p>

⑬	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (対象建設工事の届出等)	<p>第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造</p> <p>二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類三 工事着手の時期及び工程の概要</p> <p>四 分別解体等の計画</p> <p>五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み</p> <p>六 その他主務省令で定める事項</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る分別解体等の計画が前条第二項の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から七日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。</p>
⑭	道路使用許可証 (指導事項)	<p>※責任者は工事（作業）中は必ず許可証又はその写しを現場に携帯し警察官の質問に対し提示すること。</p> <p>※申請者又は現場責任者は工事（作業）着手前に、道路使用許可条件等を工事等現場関係者全員に徹底させること。</p>

(2023年8月現在)